令和３年９月17日
保健福祉局障がい者部障がい福祉課

市政記者各位

指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

障がい者を対象とした福祉サービス事業所において、実際には利用者へサービスを提供していないにもかかわらず、福岡市に対し、不正に給付費(※1)を請求するなどの事案がありました。

この事案について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び福岡市移動支援事業実施要綱の規定に基づき、本日、居宅介護と重度訪問介護の事業者指定の取消及び移動支援の事業者登録抹消の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

１　事業者の概要

事業者名	株式会社ＨＬＤ（ひると）（代表取締役　鶴岡将治（つるおかまさはる））
対象事業所名	ひると（所在地：福岡市東区筥松一丁目５番16号）
実施事業	障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護） 地域生活支援事業（移動支援）

２　不正事案の概要

①　提供していない重度訪問介護サービスに係る給付費の不正請求（不正受領額　8,440,881 円）

平成29年12月から令和２年７月の間、利用者１名に対する深夜の重度訪問介護サービス(※2)の提供に関して、サービスを提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領していたもの。

②　法令に違反した重度訪問介護サービスに係る給付費の不正請求（不正受領額　31,926,103 円）

平成29年12月から令和２年９月の間、①の不正請求の対象となっていた利用者に対して、法令の規定に違反（※3）して、当該利用者の同居人（当該事業所の従業員）に重度訪問介護サービスを提供させ、給付費を請求し受領していたもの。

③　処遇改善加算の不正請求について（不正受領額　28,779,860 円）

平成28年10月から令和３年３月の間、従業員の賃金の増額に充てるべき処遇改善加算（※4）の一部を、実際には賃金の増額に充てていなかったもの。また、市に対して、賃金を増額して支払ったとする虚偽の実績報告を行っていたもの。

(※１～４)については、参考資料をご覧ください。

３　不正受領額及び返還請求額

（１）不正受領額　69,146,844 円　　（２）返還請求額　96,805,581 円

※　障害者総合支援法第８条第２項の規定に基づき、給付費の不正受領額（69,146,844 円）に加算金額（不正受領額の 40%）を加えた額（96,805,581 円）について、令和３年９月 17 日に返還請求を行った。

４　処分の内容

（１）令和３年 10 月 16 日付で、居宅介護、重度訪問介護の事業者指定の取消

（２）同日付で移動支援の事業者登録の抹消（（１）の指定取消に伴う抹消）

※　移動支援は、障がい者が外出する際に同行し、移動の支援を行うサービス。

当該事業所の利用者については、指定取消日（令和３年 10 月 16 日）までに別事業所への引継ぎを行い、利用者へのサービスの継続が図られるよう指導を行う。

５　これまでの経緯

令和３年１月４日	法人代表者より、不正事案①に関する報告あり。 関係者より、不正事案③に関する通報あり。
上記以降	事業所への立入調査、関係者からの聴取等不正の詳細の確認。 なお、不正事案①に関する調査の中で、不正事案②が判明。
令和３年８月４日	行政手続法に基づく聴聞（弁明の機会の付与）を実施。
令和３年９月 17 日	事業者に対し、指定取消通知書及び返還請求通知書を交付。

６　再発防止について

①市内の全障がい福祉サービス事業所に対して、今回の不正事案の概要（処分の内容や理由、返還請求額等）について通知し、法令遵守について周知徹底を図るとともに、自主点検の実施を指導する。

②毎年実施している集団指導（事業所への制度内容や過去の指導事例等についての説明会）において、不正事案の概要を説明し、法令遵守について指導を行う。

③抜き打ちの実地指導の実施により、緊張感をもった事業所運営の確保を図る。

④事業所の適正な運営をチェックするための「自己点検表」の点検項目について、処遇改善加算の項目等見直しを行い、チェック機能の強化を図る。

※「自己点検表」は、運営にあたって遵守すべき基準を事業所が自己点検できるようにまとめたもので、市が実施する実地指導の際にも確認している。

【問い合わせ先】
保健福祉局障がい福祉課　担当：渡辺、板本
Tel　711-4249（内線 2160）

（参考資料）

○（※１）給付費について

指定障がい福祉サービス事業所が、利用者に提供する障がい福祉サービスに係る報酬として、行政が当該事業所に支給する費用。

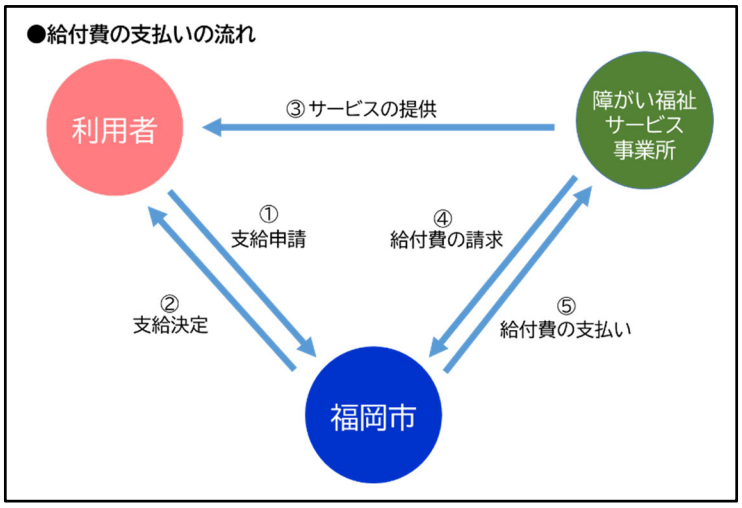

○（※２）重度訪問介護サービスについて

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行うサービス。

○（※３）同居家族に対するサービス提供の禁止に関する規定について

厚生労働省令及び福岡市条例において、「重度訪問介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する重度訪問介護の提供をさせてはならない」と規定されている。これは、障がい福祉サービスなのか、家族としての介護なのか不明確になることからである。家族ではない同居人についても同様の取扱いとされている。

○（※４）処遇改善加算について

処遇改善加算は、従業員の賃金の増額に充てることを目的に、給付費に上乗せして支払われる加算。

当該加算を申請している事業所は、市に対し、従業員の賃金を増額して支払った旨の実績報告を行う必要がある。